

# 免税制度

## 問題解決の処方箋

小田川勇作・会員

### 2,480億円の増収

インボイス制度に移行する令和5年10月1日以降、免税事業者は適格請求書・適格簡易請求書（以下、インボイス）を発行できない。商売上の必要性から、インボイスを発行するためには課税事業者になることを選択して登録する必要があり、一度登録事業者になれば課税売上が1千万円以下になろうと免税事業者になることはない（再度免税事業者に戻るためには、「課税事業者選択不適用届出書」と「登録取消届出書」を提出する必要がある）。

財務省は、インボイスに伴って免税事業者が課税事業者を選択することから生じる増収が2,480億円あると試算している。この増収は単年度ではなく、毎年の増収となる。

この数字は、いわゆる益税の一部が国庫に納税されることを示す。ただし、簡易課税が存続するので益税問題は一向に解消しない。いってみれば、日本の消費税というのは、いい加減で、手間暇のかかる税制なのだ。まず、このことを確認しておきたい。

### 取引から排除？

免税事業者の悩みは、およそ三つではなかろうか。

インボイスを発行できなければ事業者間の取引から排除されかねないということ。

登録番号を記載しない領収書の発行で免税事業者だということが分かってしまい商売がやりづらくなるということ。

課税事業者選択し登録をすれば、資金管理と事務負担が重くのしかかるということ。

なお、これらのことから、消費税というのは決して簡素・中立・公平な税制ではないということが分かるというものだ。

### 消費税のおさらい

#### B2B取引における転嫁と消費税の仕組み

さて、免税事業者の悩みに対する解決策を提示するにあたって、前段に消費税の仕組みを見ておきたい。消費税は前段階控除方式の税金であり、チェーンが繋がって成り立つ。しかし、間に免税事業者が入ると、チェーンが切れて前段階控除がおかしくなる。また、消費税に関する「身分」は、輸入を別にすれば事業者と消費者の二つの身分による税制であるが、チェーンが切れるとこの「身分」もおかしくなる。その確認である。

カッコつけて流行りのB2B (BtoB) において、A課税事業者、B免税事業者、C課税事業者という取引を考えてみよう。担税者は消費者である。

#### ① <消費税がないときの取引>

商行為	粗利 (手元現金)
C 1,000 でBに販売、Cの仕入はない	$1,000 - 0 = 1,000$
B その商品を2,000 でAに販売	$2,000 - 1,000 = 1,000$
A その商品を消費者に3,000 で販売	$3,000 - 2,000 = 1,000$

税金のない通常の取引による各人の粗利は1,000である。

#### ② <消費税率10%・現行の区分記載請求書保存方式の取引>

込の粗利 (手元現金)	消費税納付額	納付後の手元現金	影響
C $1,100 - 0 = 1,100$	$100 - 0 = 100$	$1,100 - 100 = 1,000$	なし
B $2,200 - 1,100 = 1,100$	0	$1,100 - 0 = 1,100$	100のプラス
A $3,300 - 2,200 = 1,100$	$300 - 200 = 100$	$1,100 - 100 = 1,000$	なし

商行為は同じ。Bも消費税をのせて売るとBに100の現金が利益としてもたらされる。

消費者は300の消費税を担税しているが、国庫には200しか入らない。国が100を損している。課税事業者は影響なし。

#### ③ <消費税率10%・適格請求書保存方式の取引>

込の粗利 (手元現金)	消費税納付額	納付後の手元現金	影響
C $1,100 - 0 = 1,100$	$100 - 0 = 100$	$1,100 - 100 = 1,000$	なし
B $2,000 - 1,100 = 900$	0	$900 - 0 = 900$	100のマイナス
A $3,300 - 2,000 = 1,300$	$300 - 0 = 300$	$1,300 - 300 = 1,000$	なし

Bは消費税をのせることはできないので2,000でAに販売。

Aは免税事業者のBから仕入れて消費税を納付しても、正常取引の粗利と同一となり損はしない。この状態の取引ならBは排除されることはない。Aから買った消費者は300の消費税を担税しているのに、国庫には400の消費税が入っている。その訳は、Bが消費者の「身分」となり消費税を100担税しているから。つまり、二人の消費者が400を担税しており、国庫納入額と一致する。

消費税は事業者の負担はない税金だが、転嫁できなければBは消費者の「身分」となり、粗利がその分減り商売が大変になる。

#### ④ <インボイス下でBが100の負担を価格に上積みした取引>

込の粗利 (手元現金)	消費税納付額	納付後の手元現金	影響
C $1,100 - 0 = 1,100$	$100 - 0 = 100$	$1,100 - 100 = 1,000$	なし
B $2,100 - 1,100 = 1,000$	0	$1,000 - 0 = 1,000$	なし
A $3,300 - 2,100 = 1,200$	$300 - 0 = 300$	$1,200 - 300 = 900$	100のマイナス

Bが100の負担を回避するために価格を100引き上げることは自由である。そこでそれまでより100を値上げしてAに販売したとすれば、Aは商取引としての粗利が100減ることになる。消費者は300を担税したが、国庫には400が入る。今度はAが実質的に消費税を負担することになる。それはBの消費者という「身分」をAに「転嫁」したからで、Aが消費者の「身分」になったことから、Aが100を担税し損をすることになる。消費者の担税は400で国庫納入額と一致する。消費税の仕組み上では想定されていない「身分」の転嫁である。AはBの値上げを受けないか別の業者からの仕入を模索するであろう。

⑤ <インボイス下でAも100の値上げをした場合の取引>

込の粗利 (手元現金)	消費税納付額	納付後の手元現金	影響
C 1,100-0=1,100	100-0=100	1,100-100=1,000	なし
B 2,100-1,100=1,000	0	1,000-0=1,000	なし
A 3,410-2,100=1,310	310-0=310	1,310-310=1,000	なし

仮に、Aも値段を100引上げ3,100+310=3,410で売れば損は回避できる。なお、国庫には410が入るが、消費者の見た目には消費税の担税は310で100あわないように見える。それは錯覚。Bから消費者の「身分」を押し付けられたAが、今度は消費者にその「身分」を値上げの形で消費者に「転嫁」したのであるから、Aから買った消費者はその「身分」の担税分を加えて、まさに消費者の「身分」で実質410の消費税を担税したのである。いうまでもなく、国庫納入額と一致する。

Aにすれば、損はしないが値上げによって売れなくなる恐れが出るので、Bの値上げを拒否するか別の業者に変えることになる。

⑥ <インボイス下でBが課税・登録事業者を選択した場合の取引>

込の粗利 (手元現金)	消費税納付額	納付後の手元現金	影響
C 1,100-0=1,100	100-0=100	1,100-100=1,000	なし
B 2,200-1,100=1,100	200-100=100	1,100-100=1,000	なし
A 3,300-2,200=1,100	300-200=100	1,100-100=1,000	なし

消費者は300の消費税を担税し、その額300が国庫に入る。事業者は一切担税なし。

消費税本来の仕組みに戻るので、問題はなさそうだ。

このように、B2Bで間に免税事業者が入ると負担や転嫁、値段や身分が入り乱れる。

**解決策**

そこで本題の解決策である。

(1) 消費税を廃止すること

みたように、消費税というのはいい加減で手間暇がかかる。そのうえ、簡素・中立・公平な税制でもない。その詳述は別の機会に譲るが、読者諸氏は実感されていると思う。

そんな税制は廃止するのが一番の解決になる。

身も蓋もないというなかれ。真剣に取り組むべき解決策なのである。

(2) 課税事業者を選択すること

消費税は消費者という「身分」のものが負担する。消費税は事業者の「身分」を持つものがチェーンを繋げれば消費税を負担することはない。つまり取引においては損をしない税金である。免税事業者になるということは、③のように「身分」が消費者になるということであり、B2B取引ではチェーンを切る存在となる。だから、免税事業者は事業者でありながら消費税を担税する。取引上はその分損をする。その損を避けるには、課税事業者・登録事業者となり、インボイスにより転嫁と納税を処理すれば問題は生じない。

一方、値上げで損を回避しようとする、④、⑤のように取引から排除される恐れがあるし、取引そのものに影響して商売に負をもたらすから、上策とはいえない。その点でも課税事業者・登録事業者を選択すれば排除されることはないし、経済に悪影響を及ぼすこともない。

(3) 租税特別措置で中小業者対策を行うこと

事業者は消費税を負担しないが、納税のために手間暇がかかり人件費や事務費の負担は大きい。自腹を切つて国の徴税機関としての役割を担っており、源泉所得税の事業者負担で違憲問題が争われたことがあるが、それと同じ状況下にある。

免税制度も中小事業者の負担を軽減するためであり、インボイスのために課税事業者への転換がすすめばその対象は広がる。

そこで解決策としては、事業者はすべて課税事業者・登録事業者とし、消費税本来の仕組みであるチェーンを繋ぐことにする。そのうえで、中小業者対策として、租税特別措置を手当てする。

一例として、課税売上 500 万円以下（一応の線引き）の事業者は申告不要とする租税特別措置を設ける。なお、課税売上が該当する旨の届出書の提出を要件とする。

また一例として、申告不要では消費税の課税売上等と本来の納税額を課税庁が把握できないというなら、課税売上 500 万円以下の事業者の消費税納付額と同額を税額控除額とし、申告はするが納付税額はゼロとする特別措置を手当てすればよい。

法人税や所得税には数多くの租税特別措置があり、税率の引き下げや税額控除が手当てされているのであるから、消費税にも中小事業者向けの租税特別措置を置けばよい。

#### (4) 消費者を納税義務者とする

この論考は免税事業者に関してではあるが、消費税の諸問題を解決するには事業者をすべて課税事業者とすると同時にやるべきことがある。

それは、消費税の担税者である消費者に法的身分を与え、納税義務者とすることだ。つまり、全国民が消費税の申告をする納税義務者になるべきで、そのことで初めて担税者と納税義務者が一致する。その詳細は別の機会があればお知らせしたいが、そこでは最低生活費非課税などの措置がとれ、逆進性も緩和できる。

場違いというなかれ。源泉所得税と年末調整が大半の国民を税から遠ざけていることが問題視されているが、同質の問題であり、その解決は担税者が申告・納税の主体となることで解決する以外にない。

少し長くなったが、この論考に関心を持っていただければ幸いである。